

「工事の施工に伴い第三者に及ぼした損害の補償」(要旨)

(地盤変動を原因とする建物等の事業損失補償)

令和2年6月1日

高知市上下水道局

「第三者に及ぼした損害」に対する上下水道局と工事受注者の責任については、工事請負契約書第29条に定めていますが、地盤振動、地盤沈下等(以下「地盤変動」という。)を原因として建物等に損害を与える場合は、必ずしも避けがたい理由だけではなく、不可避的なものと工事受注者の過失的なものとが複合し、あるいは影響しあって発生している状況にあります。このような上下水道局、工事受注者いずれに責めがあるかの因果関係が判明しがたい場合の損害については明確な定めがありません。

このようなことから、損害の発生を未然に防止し、損害が発生した場合でも速やかな対応を行うことによってトラブルの長期化や複雑化を避け、損失補償に対する上下水道局と工事受注者の協力関係の確立や負担を明確化するため、平成4年度に本制度を制定し、実施しております。

この度、あらためて下記に示し入札参加者への周知を図ります。

(1) 目的

- ① 損害の発生を未然に防止する。
- ② 損害が発生した場合、速やかな対応を行う。
- ③ 工事請負契約書第29条に定める「第三者に及ぼした損害」の適切な運用を図るために、工事の施工や損失補償事務に対する上下水道局と工事受注者の協力関係を確立するとともに、補償費用に対する負担割合の明確化を図る。

(2) 適用範囲

本制度の適用は、上下水道局、工事受注者いずれの責任かの因果関係が判明しがたい地盤変動により生じた建物等の損害に限定して適用します。

(3) 工事に係る工事受注者の義務

① 工事開始前の義務

工事受注者は、工事開始前の地元説明会に出席するとともに、上下水道局と同行して関係住民へのあいさつ回りを行ってください。

② 工事中の義務

工事受注者は、工事の施工に併せて付近の建物等の状況を把握し、損害が生じる可能性があるときは、上下水道局に報告してください。上下水道局はその報告を受けて、必要な場合は施工時調査を行うなどの措置をとります。

③ 応急措置

工事受注者は、損害が発生したときは直ちに上下水道局に報告するとともに上下水道局の指示を受けて、応急措置を実施してください。また、応急措置の完了後、現地確認書類として、措置完成届(様式⑤)及び添付資料【a「措置実施確認書」(様式⑥)、b「措置費用明細書」(任意様式)、c写真(措置前後)]を提出してください。

④ 工事完成後の義務

工事受注者は、工事完成後関係住民へのあいさつ回りを行ってください。その際、住民からの事後調査や補償の申し出を把握し、上下水道局に報告してください。上下水道局はその報告を受け、事後調査の実施など必要な措置をとります。

(4) 補償金等の確定

上下水道局と工事受注者は、損害が発生した場合、因果関係の判定を行った後に、損害の復旧方法や補償金等を協議して決定します。

(5) 補償交渉

上下水道局と工事受注者は、補償の申し出のあったものについて、協力して補償交渉を行います。特に工事受注者は、補償金確定後3年間は積極的に補償交渉を行ってください。

補償交渉が3年を超えるものについては、上下水道局が交渉にあたります。

(6) 補償費用

① 補償費用の負担割合

補償に要する費用は、上下水道局と工事受注者が負担することとし、請負代金額の0.7%以下（請負代金額が変更になった場合は変更後の請負代金額の0.7%以下）であるときは、工事受注者が負担し、0.7%を超える額については、上下水道局が負担することとします。ただし、すでに応急措置を実施している場合には、それに要した費用は0.7%の中に含めるものとします。

② 補償費用の支払い

補償契約は上下水道局、工事受注者及び補償対象者の三者契約（様式③）としますが、補償対象者に対する補償費用の支払いは、上下水道局が一括して行います。工事受注者の負担額については、上下水道局が指定する日までに上下水道局に支払ってください。

(7) 実施の方法

① 「あらかじめ覚書を締結する工事」の場合

工事請負契約締結時に、別紙の「工事の施工に伴い第三者に及ぼした損害の補償に関する覚書」（以下「覚書」という。）（様式①）を締結していただきます。

覚書を締結することを条件とする旨は、土木工事においては、特記仕様書及び工事設計書の表紙欄外に「覚書締結指定工事」を記載します。建築、設備工事においては、特記仕様書及び「現場説明書」（様式④）に「あらかじめ覚書を締結する工事」を記載します。なお、覚書締結の事務の流れは、次のとおりとします。

ア. 予算課より覚書2通を受取ってください。

（受注決定後、契約締結までに担当者より説明を受けてください。）

イ. 工事受注者は、予算課に覚書2通を提出してください。

ウ. 必要な事務処理をした後、管理者印押印の上、1通を返却します。

② 「工事施工中及び完成後損害が発生した場合、その時点で覚書を締結する工事」の場合、

別紙の「覚書」（様式①または様式②）の締結が必要となった時点（施工中に損害が発生するおそれが生じた場合、又は、工事完成後損害が生じた場合）に締結していただきます。

その条件とする旨は、土木工事においては、特記仕様書に記載します。建築、設備工事においては、特記仕様書及び「現場説明書」（様式④）に記載します。

なお、覚書締結の事務の流れは、上記（7）-①と同様です。

以上